

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第50条 省略 (市民税の減免)</p> <p>第51条 省略</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u>又は<u>法人番号</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第52条～第139条の2 省略 (特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 省略</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>又は<u>法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第50条 省略 (市民税の減免)</p> <p>第51条 省略</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第52条～第139条の2 省略 (特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 省略</p> <p>2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(<u>法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>